

市指定NPO法人制度の運用が始まります

「函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」を施行

条例制定の背景

社会情勢の変化や多様化する地域課題に対して、新しい公共の担い手としての特定非営利活動法人（NPO法人）の役割がますます重要になってきています。

市民自治によるまちづくりを目指す本市としては、NPO法人に対する市民の寄附の機運を高め、その自立的活動を支援することが必要と考え、このたび「函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」を制定し、4月1日に施行します。

条例の概要

この条例は本市の指定NPO法人となるための基準、要件などを定めたものです。

指定によるメリット
市民が寄附をする場合
指定NPO法人に寄附をす

ると、申告により寄附金のうち2千円を超える部分の6%が市民税から控除されます。（道が指定するNPO法人の場合はさらに4%を道民税から控除）

指定NPO法人

認定NPO法人となるための認定要件において、パブリックサポートテスト（広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準）を満たすこととなります。

指定の基準

公益性要件

- ① 寄附金等の収入に占める割合が10分の1以上
- ② 3千円以上の寄附者が年平均50人以上
- ③ 道指定のNPO法人であるのいずれかを満たしていること

市民周知・市民参加に関する要件

- ① 新聞等を通じた情報提供が年2回以上
- ② 広報資料の配置が市内5カ所以上
- ③ 催物開催が年2回以上で参加者が延べ50人以上

④ ボランティア従事者が年延べ50人以上で実人数が10人以上
のいずれかに適合し、かつ、
⑤ 行政や他団体との協働実績が年1回以上あること

基本的要件

法人の運営に関し一定の要件を満たしていること

指定の手続き

NPO法人から申出書等の提出を受け、市が要件を満たしているか審査を行った後、議会の議決を得て条例で個別に指定を行います。

指定の有効期間

指定の日から5年間
※ 申出により更新可。

報告義務

指定NPO法人は事業報告や情報公開など一定の規制や義務が課されます。

※ 指定の要件など、詳細は市のHPをご覧ください。

お問合せ 企画管理課

☎21・3621

4月は清掃美化運動月間

きれいな街づくりに参加しよう

道路や公共の場所の清掃活動は、どなたでもできるボランティア活動です。きれいで住みよい街づくりのため、自宅や職場周辺、道路での「ひと掃き運動」にご協力ください。ボランティア清掃には、専用の「公用ごみ袋」（町会などでお渡し）をご使用ください。

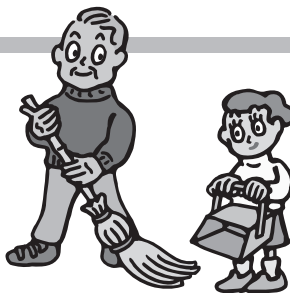
春のクリーングリーン作戦

全市一斉清掃日（きれいな街づくり強調日）
町会・自治会や団体などによるボランティア清掃が全市的に行われます。

お住まいの地域で行われる清掃活動に、積極的な参加をお願いいたします。

日時 4月19日(日) 午前8時～9時

※ 地域により、清掃時間が異なる場合があります。お住まいの町会・自治会、または清掃事業課（☎51-5163）にお問合せください。



亀田川をきれいに！ 清掃活動を行う ボランティア募集

日時 5月9日(土) 午前7時～8時
清掃場所 亀田川河口から神山橋までの約6kmの両岸

募集期間 4月1日(水)～24日(金)

お申込み・問合せ 電話、FAXまたは電子メールで河川課（☎21-3436 ☎22-4005 ✉kawa@city.hakodate.hokkaido.jp）へ。

